

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月二十二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 澤

隆

高速葛飾川口線	路線名
川口市大字新井宿五〇九番二地先から 同市大字赤山一一一四番二地先まで	供用開始の区間
令和四年四月二十五日 午前九時	供用開始の期日
令和四年一月十四日付け埼玉県告示第三十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長八九・一九メートル	備考